平成２６年（フ）第１７４号
堺市西区鳳中町２丁23番地118　ファミール朝田Ａ棟202号
債務者　吉田　　透
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
堺市東区草尾270番地　セントリビエ北野田Ａ棟102号、前住所大阪市北区本庄西２丁目22番16―803号
債務者　大矢　将人
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２０８号
堺市堺区東湊町２丁133番地９　レオパレスエスト205号
債務者　阪東　良相
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
大阪府松原市一津屋４丁目20番８号
債務者　小南　裕司
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２２７号
堺市中区八田北町815番地８　グリーンヒル八田101号
債務者　北村　留美
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
堺市中区福田1365番地１　サンハオス103号
債務者　麻田　　勝
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２４２号
大阪府大阪狭山市西山台６丁目15番５―307号
債務者　小幡　武志
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
大阪府大阪狭山市西山台６丁目15番５―307号
債務者　小幡和佳子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２８２号
堺市北区百舌鳥本町１丁61番地２　ハイツアズール408号、前住所堺市堺区甲斐町東６丁１番40―801号
債務者　佐藤　絵梨
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
北海道登別市緑町２丁目８番地25
債務者　大友　孝司
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
北海道登別市緑町２丁目８番地25
債務者　大友　聡美
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海278番地の１
債務者　周恩国こと　ＯＷＥＮ　ＫＯ　ＣＨＯＵ
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第４３号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海278番地の１
債務者　周スエ子こと　ＴＯＧＡＳＨＩ　ＣＨＯＵ　ＳＵＥＫＯ
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３０号
新潟県阿賀野市北本町17番20号　ルーチェⅠ103号
債務者　吉田未来知
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第３５号
新潟県新発田市中曽根町２丁目18番23号
債務者　井上　裕一
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第４５号
香川県高松市国分寺町新居1591番地３　コーポ中西101号室
債務者　三木めぐみ（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５７号
香川県高松市寺井町247番地　市住Ｄ―209
債務者　清水喜代美（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係